

会議室使用にあたっての注意事項

■ 会議室を使用するにあたって、以下のことを遵守していただくとともに、参加者に周知徹底してください。ただし、使用者が承認を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りではありません。

- (1) 会議室内の設備を棄損し、又は汚損しないこと
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすものは携帯しないこと
- (4) 物損を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと
- (5) 火気又は危険物を取り扱わないこと
- (6) 会議室備品を研修室の外に持ち出さないこと
- (7) ペット類(盲導犬は除く)を研修室内に持ち込まないこと
- (8) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙しないこと
- (9) ビル内での契約の勧誘、寄付又は署名の募集をしないこと

* 会議室の使用前と使用後は、必ずセンターに報告してください。